

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 国 外1名

意見書

令和4年7月11日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田



弁護士 鄭一志



弁護士 河村尚



弁護士 瀬川慶



弁護士 小林貴樹



原告らは、原告らが提出した調査嘱託申立書（令和4年5月11日付。以下「本件申立書」という。）にかかる調査嘱託の申立て（以下「本件申立て」という。）について、被告国が提出した意見書（令和4年6月10日付。以下「被告国意見書」という。）及び被告東京都が提出した意見書（令和4年6月10日付。以下「被告東京都意見書」という。）に対して、以下のとおり意見を述べる。

なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一

の意義を有するものとして用いる。

第1 本件申立ての内容

本件申立ては、「本件要件ハに関する平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の解釈運用」を証明すべき事実（以下「本件証明事実」という。）とし、本件申立書記載の調査事項(1)ないし(5)（以下「調査事項(1)」ないし調査事項(5)という。概要は以下のとおり。）について調査嘱託を求めるものである。

- (1)本件各解釈（本件申立書別紙記載の1～3の各解釈）は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部内の解釈として、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点においても同様であったか（同様である場合、その根拠となる具体的な事実）。
- (2)経済産業省が、平成25年に輸出貿易管理令及び貨物等省令を改正して噴霧乾燥器を我が国における規制対象に追加する立法過程ないし立法後において、本件要件ハに関して本件各解釈を行う旨を明示的に公表するなど、事業者向けに周知するための措置を講じたことがあるか（講じたことがある場合は具体的な時期・方法・内容）。
- (3)経済産業省が、平成25年に輸出貿易管理令及び貨物等省令を改正して噴霧乾燥器を規制対象に追加した後、平成30年2月21日までの間において、原告会社に対し、本件要件ハに関して本件解釈を行う旨を通知するなど、本件各解釈を知らしめるための措置を講じたことがあるか（講じたことがある場合は具体的な時期・方法・内容）。
- (4)経済産業省職員が、本件打合せにおいて、警視庁公安部職員に対し、経済産業省として本件各解釈に従って運用している旨を回答したことがあるか（回答したことがある場合、具体的な時期・内容）。

(5) 経済産業省職員が、本件打合せにおいて、警視庁公安部職員に対し、次のような発言をしたことがあるか（回答したことがある場合、具体的な時期・内容）。

- ① 本件要件ハに関する貨物等省令の定めが曖昧である旨の発言
- ② 経済産業省において本件要件ハの「殺菌」の解釈を明確に定めていない旨の発言
- ③ オーストラリアグループ参加国において乾熱殺菌をもって規制該当としている国は他にない旨の発言
- ④ 他国との調和なく我が国だけ突出した規制を行うことに否定的な発言
- ⑤ 乾熱殺菌につき、温度が上がりにくい箇所があるのではないかとの疑問を呈する発言

第2 被告東京都の主張に対する反論

1 調査事項(2)及び同(3)について

- (1) 被告東京都は、調査事項(1)についてしかるべき対応するよう述べた上で、調査事項(2)及び同(3)については、本件証明事実を立証するためには本件調査事項(1)にて足りる旨、及び、経済産業省が解釈運用の公表・通知すべきことを義務づける法令がないから本件証明事実と関連性がない旨を主張している（被告東京都意見書第2・1）。
- (2) この点について、本件要件ハに関する平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の解釈運用を立証するためには、この点に関する回答を現時点において経済産業省（正確には本件申立書記載の嘱託先。以下「本件嘱託先」という。）から受けること（調査事項(1)）も必要であるが、それだけで十分というものではない。

すなわち、本件証明事実の時点と現在との間には、長期間の時間的な隔たりがあることから、現時点における本件嘱託先は、その所属する職員、担当

者及び責任者が、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点とは異なっていると考えられる。したがって、調査結果の証明力を適切に評価・把握するためには、本件証明事実に対する現時点の本件嘱託先の回答内容のみならず、その根拠ないし裏付けとなる事実ないし資料の有無及び内容をも合わせて考慮する必要がある。このことは、調査事項(1)において、回答内容についての根拠となる具体的な事実についても回答を求めていいるとおりであり、そのような調査事項(1)の調査の必要性については当事者間に争いがない。

また、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点において経済産業省が本件各解釈を採用していたことと整合する事実が無い旨の回答や、反対に、これと整合しない事実がある旨の回答がなされれば、本件各解釈とは異なる「本件要件ハに関する平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の解釈運用」の存在が明らかになるから、このような調査は本件証明事実を明らかにする上で調査の必要性が認められるものといえる。

(3) まず、調査事項(2)に関しては、仮に経済産業省が当時から国際ルールと異なる独自の解釈である本件各解釈を採用していたのであれば、平成25年に輸出貿易管理令及び貨物等省令を改正して噴霧乾燥器を我が国における規制対象に追加する立法過程ないし立法後に、本件要件ハの解釈について対外的に公表、周知または説明するはずであるし、仮にそのような周知及び説明がされていないのであれば、当該事実の有無（及びその時期・方法・内容）は、本件証明事実の内容を示し、あるいはその根拠ないし裏付けとなるものであるから、本件証明事実と関連する事実であり、調査の必要性が認められる。

(4) 次に、調査事項(3)に関しては、仮に経済産業省が、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点で、国際ルールと異なる独自の解釈である本件

各解釈を採用していたのであれば、事業者に対して何らかの周知を行うことが通常かつ合理的であって、特に、原告会社は、本件要件ハを含む規制内容についてやりとりをしていたのであるから、原告会社に当該解釈が示されているはずである。

反対に、仮にそのような周知及び説明がされていないのであれば、経済産業省が明確な解釈を有していないかったとの推認が働くことになる。

よって、経済産業省からの事業者に対する周知及び原告会社に対する通知等の説明の有無（ある場合はその時期・方法・内容）（調査事項(3)）は、本件証明事実の内容を示し、あるいはその根拠ないし裏付けとなるものであるから、本件証明事実と関連する事実であり、調査の必要性が認められる。

2 調査事項(4)及び同(5)について

(1) 調査事項(1)で足りる旨の主張について（被告東京都意見書第2・2）

ア 被告東京都は、調査事項(4)及び同(5)についても、調査事項(1)で足りるため必要性がない旨を主張する。

しかし、既述のとおり、調査結果の証明力を適切に評価・把握するためには、本件証明事実当時に経済産業省がどのような解釈論を採用していたかに対する現時点の本件嘱託先の回答内容のみならず、その根拠ないし裏付けとなる事実ないし資料の有無及び内容をも合わせて考慮する必要があるから、当該事項の調査の必要性が認められる。また、本件証明事実当時、経済産業省が本件各解釈を採用していたことと整合する事実が無い旨の回答や、反対に、これと整合しない事実がある旨の回答がなされれば、本件各解釈とは異なる本件証明事実の存在が明らかになるから、このような調査は本件証明事実を明らかにする上で調査の必要性が認められるものといえる。

イ 調査事項(4)は、本件各事件の捜査が既に開始されていた本件打合せの時点において、経済産業省職員が、警視庁公安部職員に対し、経済産業省として

本件各解釈に従って運用している旨を回答したことがあるか否か（回答したことのある場合、具体的な時期・内容）を対象とするものである。

本件各事件の捜査のため警視庁公安部職員が経済産業省職員と打合せをしているのであるから、警視庁公安部職員が本件要件ハを含む規制要件の解釈運用を経済産業省職員に質問したはずであり、経済産業省職員はこれについて説明回答したはずである。

仮に、経済産業省として本件各解釈に従って運用している旨の回答がされていないのであれば、少なくとも本件打合せの時点までに経済産業省が本件解釈に沿った解釈運用を行っていないかったことが明らかになるし、そもそも明確な解釈を有していないかったとの推認が働くことになる。

よって、調査事項(4)は、本件証明事実と関連性を有する事項であり、調査の必要性を有する事項であるといえる。

ウ 調査事項(5)は、本件打合せにおける経済産業省職員の発言の有無等を対象とするものである。

警視庁公安部職員は、本件各事件の捜査を目的に経済産業省に打合せを要請したものと考えられるところ、かかる要請に応じて実施された本件打合せに出席した経済産業省職員は、本件要件ハを含む規制要件を熟知し、経済産業省の見解ないし解釈運用的回答・説明できる人物であると考えられ、少なくとも当該経済産業省職員の回答・説明が経済産業省の見解・解釈運用の内容に対して推認力を持つことは明らかである。

そのため、本件打合せにおいて、経済産業省職員が同調査事項①ないし⑤に該当する発言を行っていたか否か（調査事項(5)）は、本件証明事実と関連性を有する事項であり、調査の必要性を有する事項であるといえる。

エ なお、被告東京都意見書では、経済産業省の回答は丙3号証及び丙9号証によって明らかにされている旨が記載されているが、丙3号証及び丙9号証は結論が示されているのみであり、本件解釈のように具体的な解釈運用が記

載されているものではないから、結論を示すに当たって適用された解釈運用の内容が明らかにされたものではなく、被告東京都の当該指摘は失当である。

(2) 職員個人のみが保有するものであり主觀が混入する旨の主張（被告東京都意見書第2・2）について

ア 被告東京都は、経済産業省の職員がいかなる回答及び発言をしたかは同職員のみが保有する情報であり、同省が当該職員から聞き取り調査等を行う過程で主觀が混入するおそれがあるから調査の対象とならない旨を主張する。

イ しかし、本件打合せの際や当該打合せの後、または本件各事件の捜査・公判に関連し、本件打合せに関する議事録、報告書その他これに準じる記録ないし共有のために作成された書面（PDFファイル等の電磁的記録を含む。以下同様。）や省内のメールが作成されているはずである（警視庁公安部から捜査への協力を求められて打合せまで実施しておきながら、そのような書面・メールを一切作成しないことはあり得ないし、一旦作成された書面・メールを一切残さずわざわざ破棄することも考えられない。）。

このような書面・メールは経済産業省職員個人が保有するものではないし、これに基づいて、その記載内容を主觀を混入させず客観的に回答することが可能である。

よって、上記被告東京都の反論は失当である。

第3 被告国に対する反論

1 調査事項(2)ないし同(5)の必要性について

被告国は、被告東京都と同じく、調査事項(1)について「しかるべき」と述べた上で、本件証明事実の立証には調査事項(1)で足りるため調査事項(2)ないし同(5)には必要性がない旨を主張する（被告国意見書第2・1・(1)）。

しかし、調査事項(1)によつても調査事項(2)ないし同(5)の必要性が認められ

ることは既述のとおりであり、被告国の当該反論には理由がない。

2 調査事項(2)及び同(3)について（被告国意見書第2・1・(2)）

被告国は、「例えば、経済産業省が事業者に対し、本件要件ハの解釈を周知していなかったとしても、それにより経済産業省の本件要件ハの解釈等が明らかになるものではない」として、経済産業省における本件要件ハの解釈の事業者に対する周知状況のいかんにより本件証明事実が明らかになったり、その内容が特定されたりするものではない旨を述べて、調査事項(2)及び同(3)と本件証明事実との間に関連性がないと主張する。

しかし、本件証明事実、すなわち、「本件要件ハに関する平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の解釈運用」は、経済産業省が本件要件ハについて明確な解釈を有していないことを含むものである。

既述のとおり、経済産業省が本件要件ハについて何らかの解釈を有していたのであれば、事業者に対して何らかの周知を行うことが通常であって、特に、原告会社は、本件要件ハを含む規制内容についてやりとりをしており、原告会社に当該解釈が示されているはずであるから、そのような周知及び説明がされていないのであれば、経済産業省が明確な解釈を有していないかったとの推認が働くことになる。

よって、経済産業省からの事業者に対する周知及び原告会社に対する通知等の説明の有無（ある場合はその時期・方法・内容）は、本件証明事実と関連性を有する事項であり、調査の必要性を有する事項であるといえる。

3 調査事項(4)及び同(5)について

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）に関する反論について（被告国意見書第2・2・(2)）

ア 被告国は、調査事項(4)及び同(5)が経済産業省職員と警視庁公安部職員との間のやりとりであることから「国の機関と地方公共団体相互間における審議・検討又は協議に関する情報または国の事務に係る内部情報であって（行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条5号及び6号参照）、詳らかにされるべきものではない」と主張する。

イ しかし、行政機関情報公開法の定めと調査嘱託の適否は無関係であって、上記被告国の反論は失当である。

ウ この点をさて措くとしても、調査事項(4)及び同(5)にかかる事項は、そもそも行政機関情報公開法5条第5号及び第6号に該当するものではない。

同条同各号の定めは以下のとおりである。

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一ないし四（省略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

口 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

これに対し、本訴訟は、本件各事件に関する検査機関の行為の違法性が争われている事案であるところ、本件各事件は、原告大川原、原告島田及び亡相嶋に対する長期間の身体拘束、並びに一年間以上の公判前整理手続を経た後、検察官が、第1回公判期日の直前に、各噴霧乾燥器について「法規制に該当することの立証が困難と判断された」との理由から公訴取消申立がなされ、公訴棄却決定がなされるという異例の経過を辿った事案である。

しかも、警視庁公安部が本件打合せ（調査事項(4)及び同(5)にかかる打合せ）に関する検査メモを検察官に送致していなかったという、極めて不当かつ疑わしい検査機関の不作為が存在している。

一般論としてはさて措き、このような特異な事案において原告ら及び亡相嶋の権利が侵害されたことを立証するため、上記のとおり極めて不当かつ疑わしい検査機関の不作為に関する情報を開示することは、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不^正に損なわれるおそれ、不^正に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不^正に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（上記5号及び6号）に該当せず、却って、行政機関における不当な行為を抑制し、行政機関における適正な意思決定や国民の正当な利益保護に資するものであるから、むしろ詳らかにされるべきものである。

エ よって、調査事項(4)及び同(5)が経済産業省職員と警視庁公安部職員との間の

やりとりであることから「詳らかにされるべきものではない」とする被告国
の主張は失当である。

(2) 主觀が混入する等の反論について（被告国意見書第2・2・(1)(2)）

ア 被告国は、調査嘱託の内容について、「報告に当たって主觀を混入させるも
のは原則として調査の対象とならないと解されるほか、当該団体の手元にある
資料から容易に結果の得られるものに限られると解される」と述べた上、
調査事項④及び同⑤に関し、「経済産業省職員の当該やりとりに関する個人の
記憶をもとにして、主觀が混入した状態で裁判所書記官に報告するほかない
のであって、客観的に報告することができるものではないし、容易に結果の
得られるものともいえない。」と主張する。

また、調査事項⑤については、「否定的な発言」「疑問を呈する発言」とい
う評価的な事項を問うものであり報告に主觀が混入する旨も主張している
(調査事項⑤のうち、④及び⑤に関する反論)。

イ しかし、既述のとおり、本件打合せの際や当該打合せの後、または本件各事
件の捜査・公判に関連し、本件打合せに関する議事録、報告書その他これに
準じる記録ないし共有のために作成された書面や省内のメールが作成されて
いるはずであって（警視庁公安部から捜査への協力を求められて打合せまで
実施しておきながら、そのような書面・メールを一切作成しないことはあり
得ないし、一旦作成された書面・メールを一切残さずわざわざ破棄すること
も考えられない。）、このような書面・メールに基づいて、その記載内容を、
主觀を混入させず客観的に回答することは可能であるし、これを加工して回
答することは容易である。

ウ また、調査事項⑤のうち、④及び⑤について、④は他国との調和なく我が
国だけ突出した規制を行うことを否定する発言、⑤は乾熱殺菌につき温度が
上がりにくい箇所がある可能性を指摘する発言がこれに該当するものであり、

客観的に判別可能である。

被告国の主張は、「否定的」「疑問を呈する」という言葉尻のみを捉えて論難するものであって、的を射ないものといわざるを得ない。

エ よって、調査事項(4)及び同(5)について主觀が混入する等を述べる被告国の反論は失当である。

第4 結論

以上のとおり、本件申立てに対する被告らの反論はいずれも失当である。

万が一、本件申立てが採用されない場合、本件証明事実の立証及び調査事項(1)ないし同(5)にかかる事実を明らかにするため、経済産業省に対する文書提出命令の申立てを行うとともに、経済産業省職員（現職のみではなく平成25年以降に在籍した者）について広く証人申請をせざるを得ない。

被告らの反論が失当であること及び迅速かつ適正な審理を実現するため、本件申立ては速やかに採用されるべきである。

以上